

下 介 第 392 号
平成27年3月18日

指定通所介護事業所
指定認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について（通知）

指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置については、厚生労働省基準省令において1以上の配置が求められ、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。」と定められています。

また、指定通所介護及び指定認知症対応型通所介護の解釈通知において、「機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この『訓練を行う能力を有する者』とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

下関市では、平成24年度の権限移譲後からこれまで、機能訓練に関する加算を算定しない場合は、生活相談員や介護職員が兼務していれば有資格者の配置までは求めていませんでしたが、平成27年度の介護報酬改定にあたり、改めて厚生労働省に解釈の再確認を行った結果、全ての事業所に「有資格者」の機能訓練指導員を1以上配置する必要がある、との回答を得ました。

つきましては、今後当市においては機能訓練指導員の配置を下記のとおり取り扱うことといたします。

記

平成27年7月1日以降（平成27年5月31日までの申請受付分）の新規指定事業所について

機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」を必ず1以上配置してください。「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

平成27年7月1日までに指定を受けている事業所について

機能訓練指導員に「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」が1以上配置されていない場合は、**平成28年3月31日までに配置を行い、指定事項等変更届等を以って届け出てください。**「1以上」以外に勤務時間等の基準は特に定めておりませんので、各事業所で提供する機能訓練の内容により必要人数や日数、時間数の配置をお願いいたします。なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、上記ただし書きのとおり、生活相談員又は介護職員も兼務して差し支えありません。

また、有資格者の確保及び周知期間として、平成27年4月1日から1年間の経過措置期間を設けております。当該期間終了後に有資格者の機能訓練指導員が配置されていない場合は、人員基準欠如として指導対象とし、人員基準欠如の解消がなされない場合は指定更新を行いませんのでご注意ください。

その他

今回の通知内容や配置方法等についてご不明な場合は、下関市ホームページ掲載の「介護保険制度に係る質問票」等を用いてお問い合わせください。